

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 朝霞市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	垂鉛の水溶性化合物	1	10	7,000	11	0	0	7,000
1	53	エチルベンゼン	3	4	32,800	8	7,100	0	25,700
1	71	塩化第二鉄	2	8	86,200	5	62,200	0	24,000
1	80	キシレン	4	1	141,700	2	30,000	0	111,700
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	10	3,900	15	3,900	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	10	17,000	9	17,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	1	76,400	7	9,600	0	66,800
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	4	5,660	13	2,900	0	2,760
1	300	トルエン	4	1	307,910	1	80,910	0	227,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	3	4	77,600	6	9,600	0	68,000
1	400	ベンゼン	3	4	14,400	10	2,600	0	11,800
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	10	5,900	12	5,900	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	92,300	4	2,300	0	90,000
3	21	硝酸	1	10	4,800	14	4,800	0	0
3	40	硫化水素	1	10	2,000	16	2,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	10	110,000	3	74,000	0	32,000
合計			—	—	985,570	—	314,810	0	666,760

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。